

常願寺ハイツスポーツ公園の指定管理者の指定について

1 趣旨

指定管理者制度は、公的施設の管理運営において、民間事業者のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を行うことを目的として、平成15年6月の地方自治法の一部改正により創設された。

組合においては、常願寺ハイツスポーツ公園の管理運営について平成18年9月1日から指定管理者制度を導入している。

2 指定管理候補者の公募及び選定

指定管理候補者を公募するため、平成22年11月5日から12月10日までの間に、指定管理候補者を募集した。

指定管理候補者の選定にあたっては、12月21日（火）に選定委員会（構成市町村副市町村长5人、公認会計士1人の計6人で構成）を開催し、審査を行った。

そして、提出された指定申請書の内容について、書類審査による協議を行い、唯一申請のあった株式会社アピアスポーツクラブを指定管理候補者とする事に全会一致で決定した。

3 常願寺ハイツスポーツ公園の公募及び審査結果等

施設の名称	現在の管理状況	応募者数	指定期間	指定管理候補者の名称
常願寺ハイツスポーツ公園	指定管理者 (株)アピアスポーツクラブ	1	平成23年4月1日から 平成28年3月31日	(株)アピアスポーツクラブ

4 平成23年度指定管理業務委託料

11,000千円（平成23年度予算額）

5 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額	指定期間中1年間の 指定管理委託料	平成22年度 指定管理委託料	差引増減
常願寺ハイツスポーツ 公園管理運営費	平成24～ 27年度	44,000	11,000	12,900	△1,900

6 今後の日程

日 程 等	内 容
平成 2 3 年 2 月	組合議会定例会の議決に基づき指定管理者決定
指定終了後	指定管理者に指定を通知 指定管理者の告示
2 月下旬	基本協定書締結
4 月 1 日	年度協定書の締結、指定管理業務の開始